

厚生労働省岩手労働局発表
令和7年5月30日（金）

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 瀧 磯 寿
課長補佐 藤 元 佳 能
（電話） 019-604-3007

報道関係者 各位

令和6年の熱中症による労働災害発生状況を公表します ～令和6年の熱中症は過去最多であった令和5年より大幅に減少～

岩手労働局（局長 白石 好春）は、令和6年の熱中症による労働災害発生状況を取りまとめました。



令和6年の熱中症による労働災害被災者数は不休を含め 129 人、うち休業 4 日以上の被災者数は 12 人となり、いずれも過去最多であった令和5年を下回りました。（詳細は別紙のとおり。）

熱中症予防対策については、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、熱中症予防のため「体制整備」「手順作成」「関係者の周知」を事業者に義務付けるよう労働安全衛生規則が改正され、本年6月1日から施行されます。

岩手労働局では例年5月1日から9月30日までの間展開している「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」をとおして、改正規則の周知をはじめとした、熱中症予防を推進してまいります。

県内の熱中症の発生状況のポイント（別添 1 参照）

1 令和 6 年の発生状況

ア 熱中症による労働災害被災者数

不休を含む被災者数は 129 人、うち休業 4 日以上は 12 人となっています。

イ 月別発生状況

4 月から 9 月の期間に発生しており、8 月が最も多くなっています。

ウ 年代別発生状況

20 代が最も多く、40 代、50 代で多く発生しています。

エ 時間帯別発生状況

10 時台、11 時台に最も多く発生しており、次いで 15 時台、13 時台、16 時台となっています。

オ 業種別発生状況

建設業が最も多く、全体の 28% を占め、次いで製造業が 26% を占めています。

カ 休業日数別発生状況

休業 0 日が 73%、休業 1 日～3 日が 18%、休業 4 日以上が 9% となっています。

熱中症による死亡災害は平成 29 年以降発生していません。

2 平成 29 年～令和 6 年の熱中症発生状況

ア 年別発生状況

平成 29 年は 70 人となっていました、平成 30 年は 246 人と急増し、その後は少しずつ減少傾向を示していましたが、令和 5 年は熱中症による労働災害の統計開始(平成 11 年)以降最多となる 251 人となりました。令和 6 年は 129 人にまで減少しています。

イ 月別発生状況

7 月～8 月に発生が集中しており、この 2 か月間で熱中症による労働災害の 83.3% を占めています。

ウ 年代別発生状況

20 代が最も多く、次いで 50 代、40 代、30 代などとなっています。

エ 時間帯別発生状況

11 時台と 10 時台、14 時～15 時台に多く発生しています。

オ 業種別発生状況

建設業が 46% と約半数を占め、次いで製造業が 18% となっています。

カ 休業日数別発生状況

休業 0 日が 74%、休業 1～3 日が 18%、休業 4 日以上(死亡含む)が 8% となっています。

3 死亡災害発生状況（平成 6 年～平成 28 年）

ア 年別発生状況

平成 6 年から平成 28 年までの 23 年間で、8 人の労働者が熱中症を原因として亡くなっており、平成 22 年以降の 7 年間では 5 人が亡くなっています。

なお、平成 29 年以降は熱中症による死亡労働災害は発生していません。

イ 月別発生状況

発生月は、7 月が 4 人で半数を占め、次いで 8 月の 2 人となっています。

平成 13 年の事例のように、5 月に亡くなったケースもあります。

ウ 業種別発生状況

「建設業」が 4 人で半数を占め、次いで「商業」の 2 人となっています。

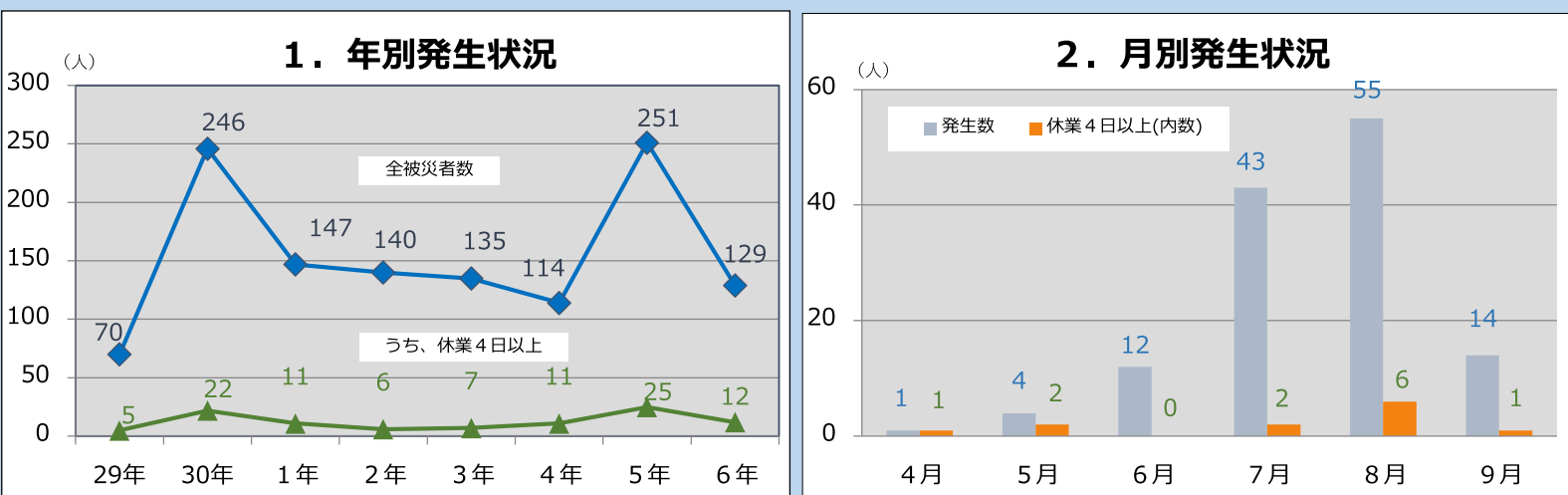
エ 年代別発生状況

20 代、30 代、50 代、60 代が 2 人ずつとなっています。

令和6年における 熱中症による労働災害発生状況 (令和6年1月から令和6年12月)

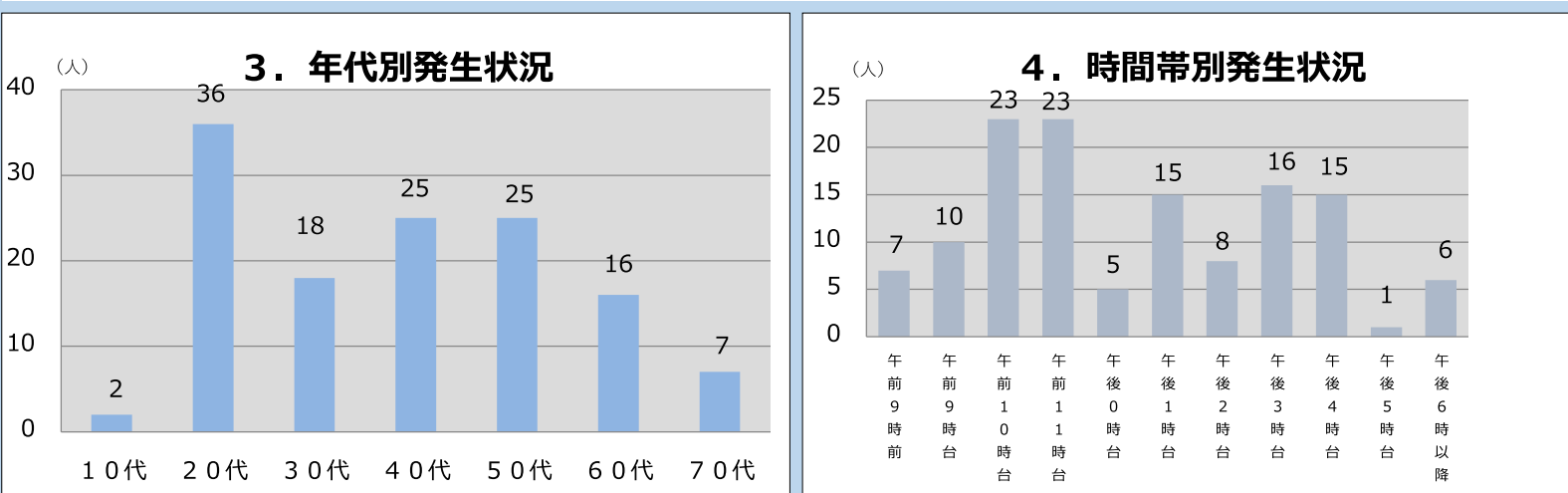
別添 1

**熱中症による不休も含む労働災害被災者数は129人
うち休業4日以上(内数)の労働災害被災者数は12人**



令和6年は不休を含む被災者数は129人、うち休業4日以上(内数)の被災者数は12人となり、猛暑の影響により熱中症による労働災害過去最多となった令和5年の半数近くまで減少しました。熱中症による死亡労働災害は平成29年以降発生しておりません。

令和6年における熱中症による労働災害被災者を月別に分類すると、8月が55人と最も多く、次いで7月の43人となっており、この2か月で全体の76.0%を占める結果となっています。

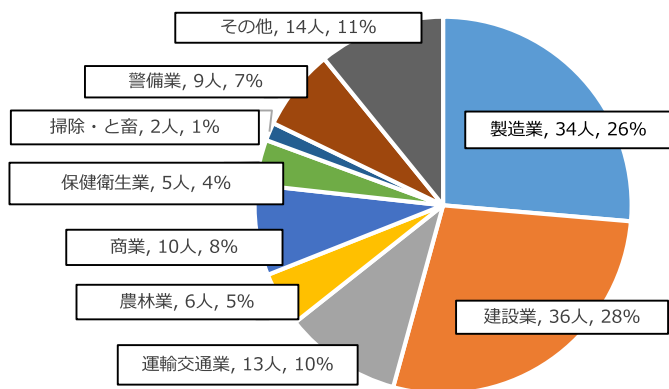


年代別の熱中症による労働災害被災者数では、20代が36人と最も多くなっており、次いで40代50代の25人、30代の18人、60代の16人などとなっており、年代別では若年層の発症が多くなっています。時間帯別の熱中症による労働災害被災者数では、10時台、11時台が23人と最も多くなっており、次いで15時台の16人、13時台、16時台の15人などとなっています。1日の気温が最も高くなる13時台から14時台より、朝の涼しい時間帯から気温が上昇しはじめる10時から11時台に熱中症が多く発生しています。

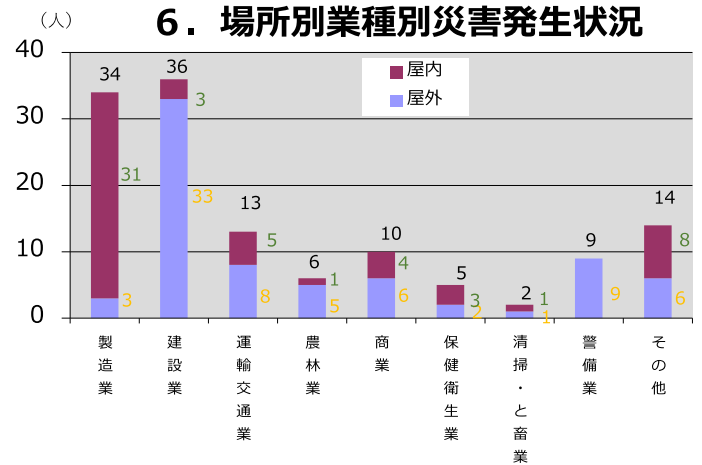


厚生労働省 岩手労働局

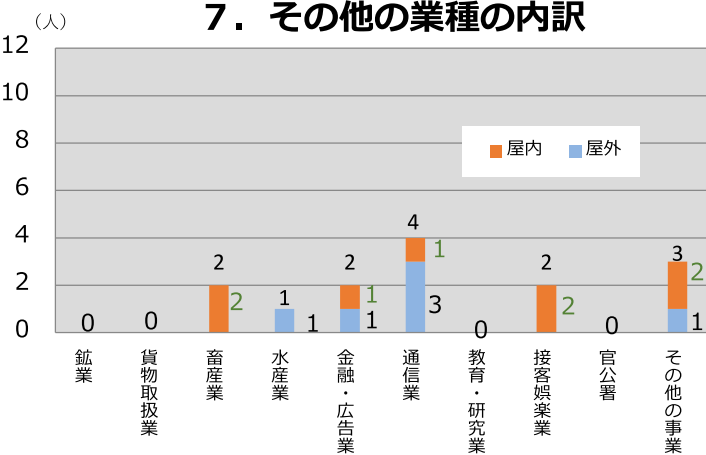
5. 業種別発生状況



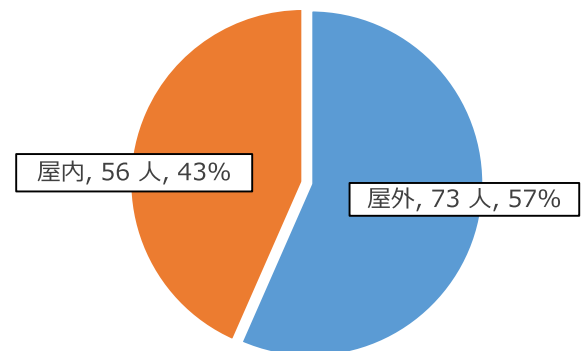
6. 場所別業種別災害発生状況



7. その他の業種の内訳



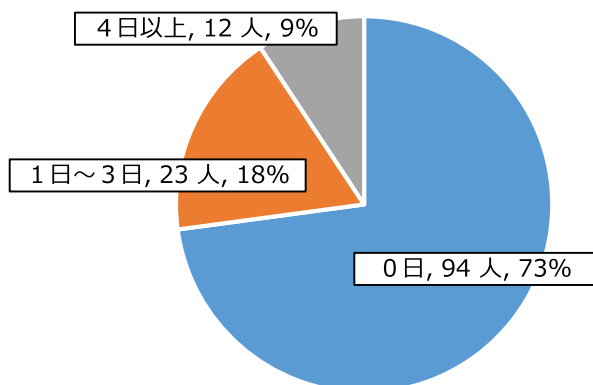
8. 場所別災害発生状況



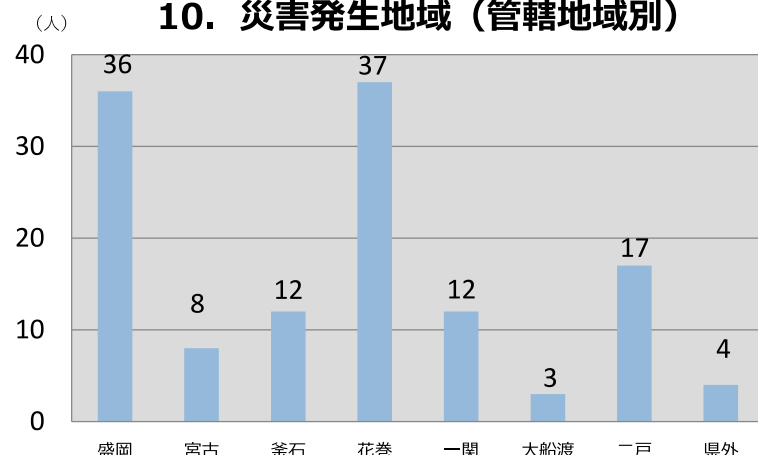
業種別の熱中症による労働災害被災者数では、建設業が36人と最も多くなっており、次いで製造業の34人、運輸交通業の13人、商業の10人などとなっています。建設業や警備業など屋外作業が主となる業種のみならず、製造業や商業においても多く発生しています。

全業種をまとめた作業場所別の割合では、屋外作業が73人、屋内作業が56人と屋外作業中の熱中症発症が57%を占める結果となっています。

9. 休業日数



10. 災害発生地域（管轄地域別）

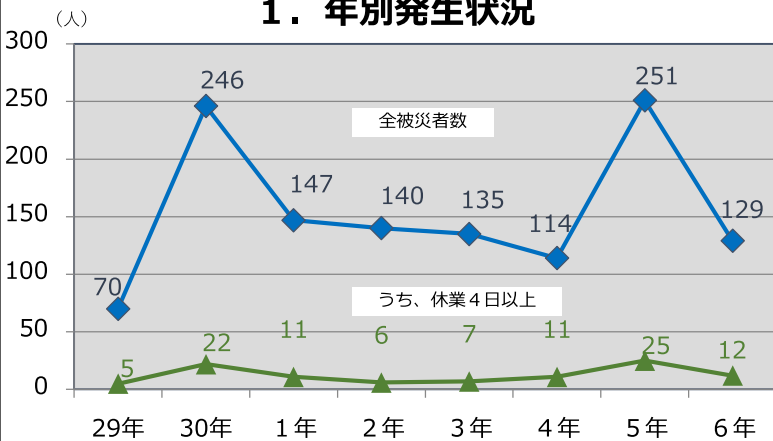


令和6年の熱中症による労働災害被災者の被災程度では、不休が94人と最も多くなっており、次いで休業1日から3日が23人と、比較的軽度な熱中症が多くなっています。熱中症による死亡労働災害の発生はありません。

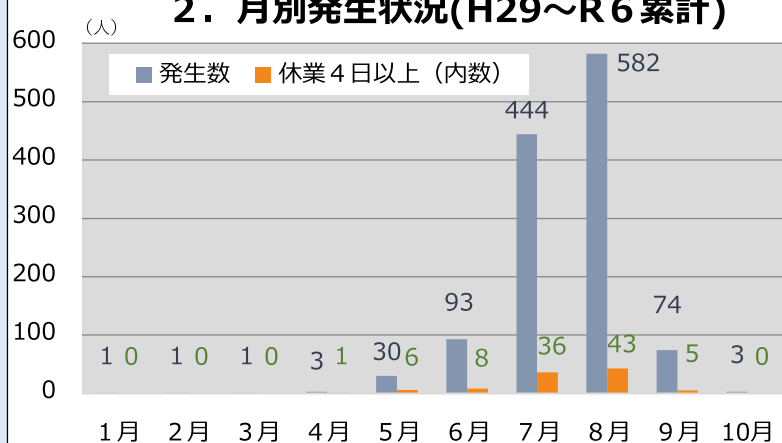
県内7か所の労働基準監督署管内別では花巻署管内が37人と最も多く、次いで盛岡署管内の36人、二戸署管内の17人などとなっています。

岩手県内の職場における熱中症の発生状況 (平成29年～令和6年)

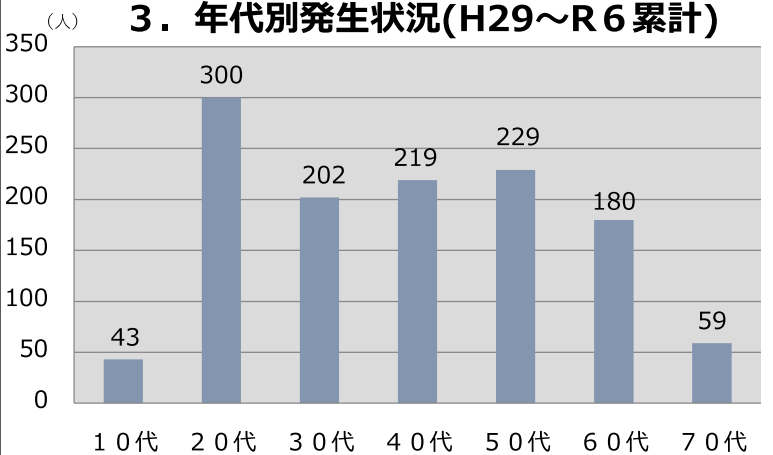
1. 年別発生状況



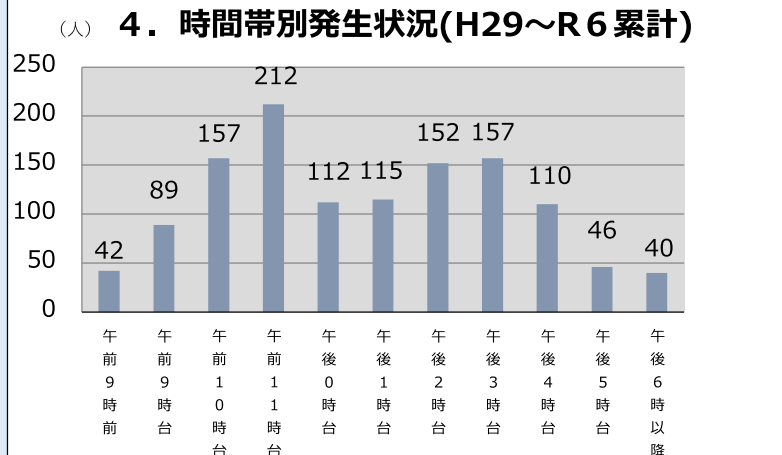
2. 月別発生状況(H29～R6累計)



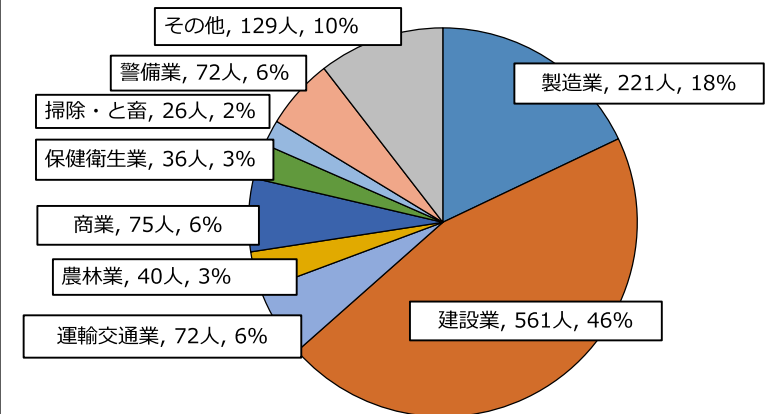
3. 年代別発生状況(H29～R6累計)



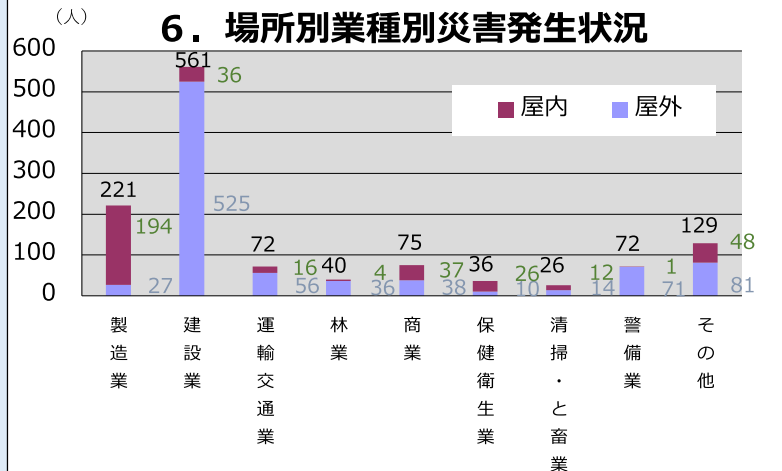
4. 時間帯別発生状況(H29～R6累計)



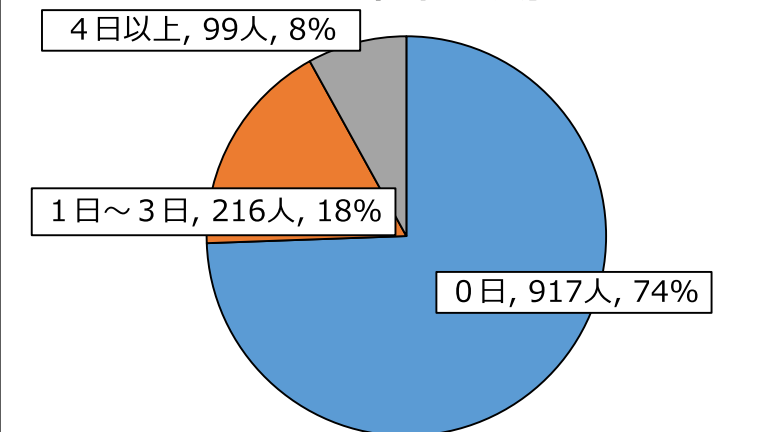
5. 業種別発生状況



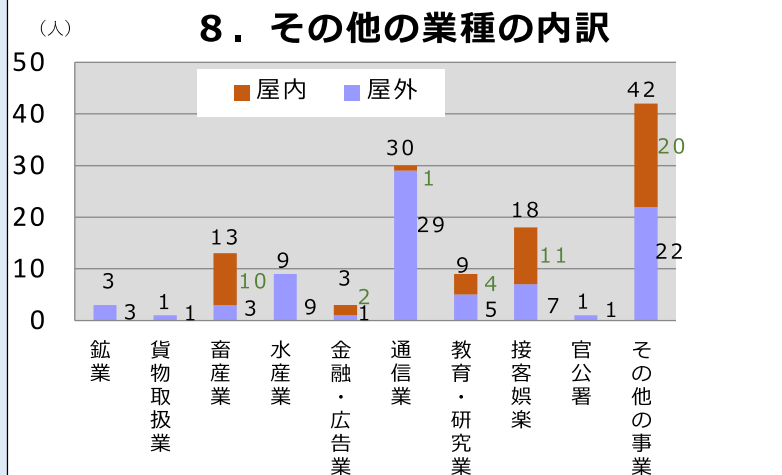
6. 場所別業種別災害発生状況



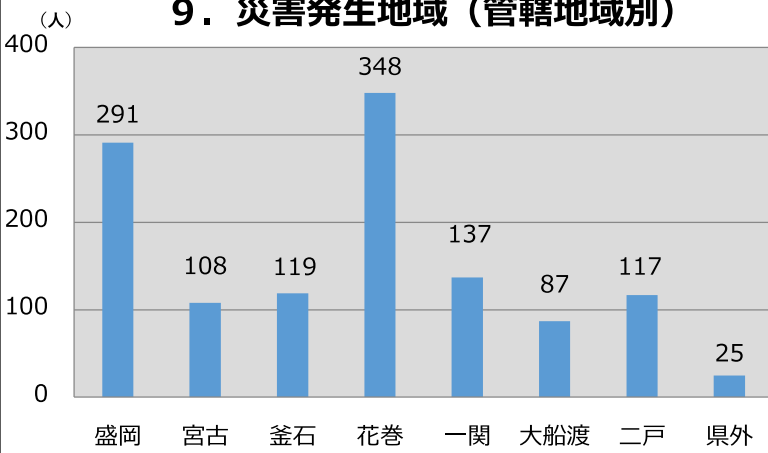
7. 休業日数等



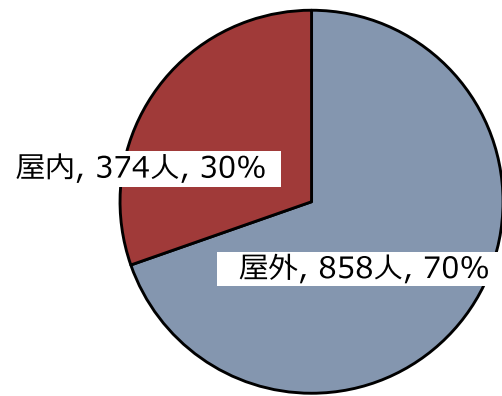
8. その他の業種の内訳



9. 災害発生地域（管轄地域別）



10. 場所別災害発生状況



熱中症による死亡災害発生状況（平成6年～平成28年）（令和7年3月31日現在）

岩手労働局

番号	署別	業種	発生月	曜日	性別	年代	災害発生の概要
1	盛岡	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	平成6年 8月	水	男	60代	炎天下でマンション工事のスラブ鉄筋配筋作業中、日射病となり治療を受けていたが、12日後に死亡した。
2	一関	林業	平成11年 7月	木	男	20代	下刈り作業中、昼時間になっても休憩場所に戻らないので作業場所に見にいったところ、意識混濁で発見され、病院へ搬送したが、同日死亡した。(推定原因：熱中症)
3	盛岡	建設業 (その他の建設業)	平成13年 5月	火	男	60代	送電線に近接する支障木の伐木を行っていたところ、熱射病により死亡した。
4	二戸	建設業 (その他の土木工事業)	平成22年 7月	月	男	50代	橋脚の修繕工事現場において、休憩時間となり休憩場に行く際に、被災者が余った材料を抱えて階段を降りていたところふらついてしまったため、休憩場に寝かせて体を冷やす等の措置を行っていたが、その後、被災者が道路の方へ歩き道路上に倒れたことから、救急車で搬送したが、熱中症により死亡した。
5	宮古	商業	平成22年 7月	水	男	50代	故障したトラックの修理のため走行後のエンジンの上に跨った状態の高温下で故障箇所のアーク溶接を行い、作業を終えて事務所に戻り自分の席に座ったところ、急に呼吸を乱して意識を失い病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
6	一関	建設業 (木造家屋建築工事業)	平成24年 7月	火	男	30代	家屋の基礎の型枠加工組立て作業において、休憩中の被災者がふらついてしまったため現場内で休ませていたところ、被災者の呂律が回らなくなり痙攣し始めたため、救急車で病院に搬送したが、翌日に死亡した。
7	宮古	接客娯楽業	平成27年 6月	金	男	30代	海外研修中、40度以上の高温環境下で熱中症により死亡した。
8	花巻	商業	平成28年 8月	日	男	20代	屋外の展示場における洗車・清掃等の作業中に頭痛を発症し、帰宅後、就寝したが、死亡した状態で翌朝発見され、死因は熱中症とされたもの。

熱中症

クールワーク

キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

◀ キャンペーン実施要項

———— キャンペーン期間 ————

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

見つける

判断する

対処する

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

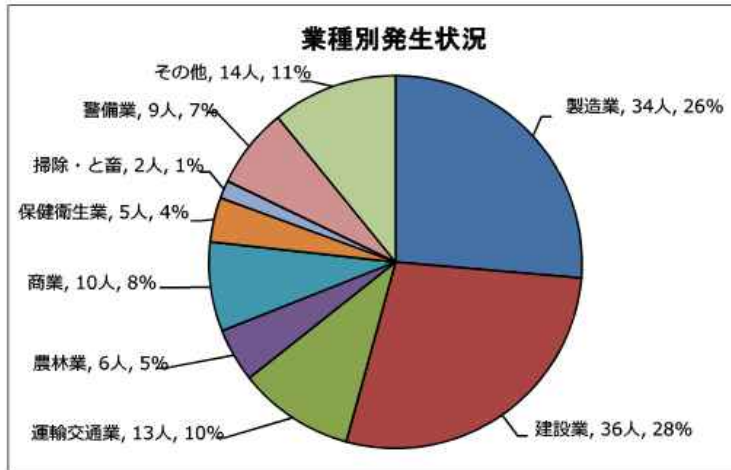
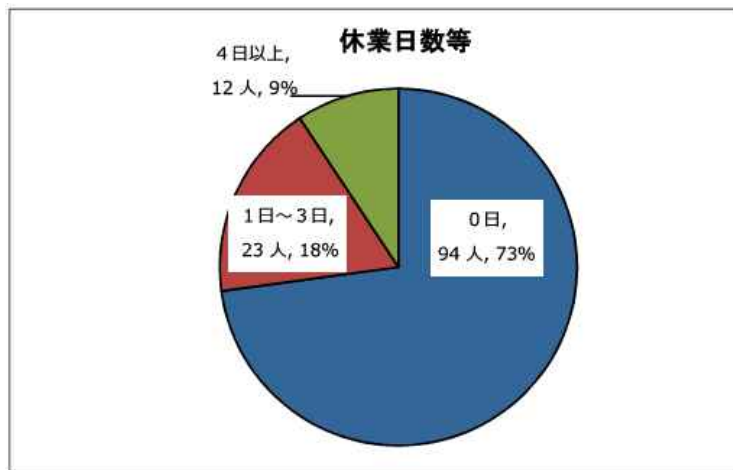
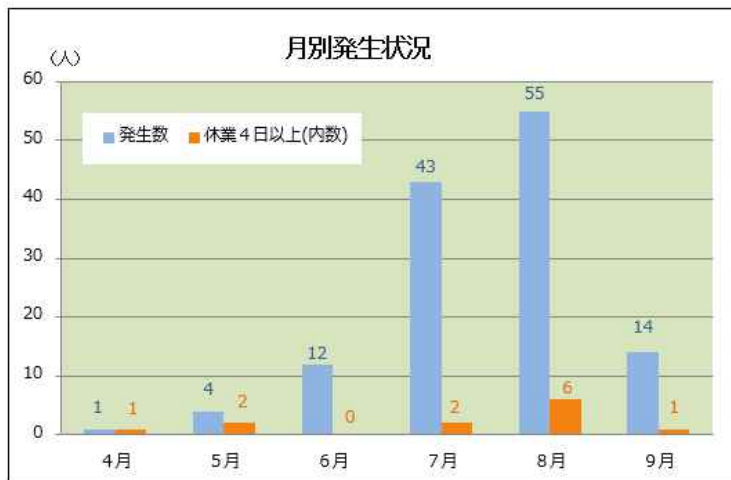


- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和6年の熱中症による労働災害発生状況

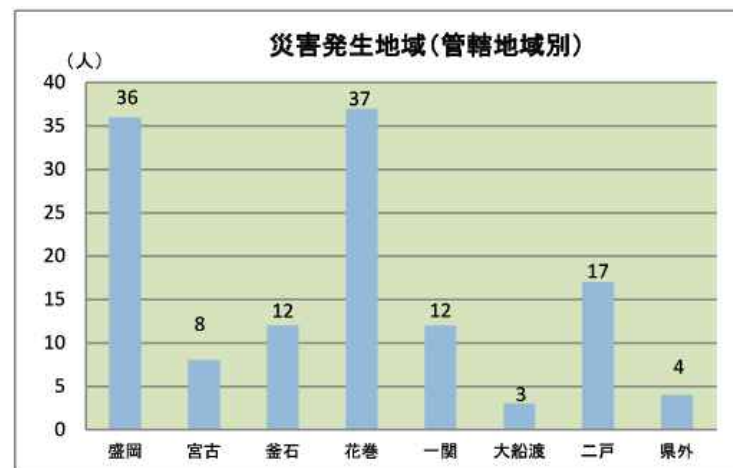
令和6年は不休を含む被災者数は129人、うち休業4日以上の被災者数は12人となり、猛暑の影響により熱中症による労働災害過去最多となった令和5年の半数近くまで減少しました。

発生月別では8月が55人と最も多く、次いで7月の43人となっており、この2か月で全体の76.0%を占め、うち8人が休業4日以上となっています。



休業日数別では、不休が94人と最も多くなっており、次いで休業1日から3日が23人と、比較的軽度な熱中症が多くなっています。熱中症による死亡労働災害の発生はありません。

建設業が36人と最も多くなっており、次いで製造業の34人、運輸交通業の13人、商業の10人などとなっています。



県内7か所の労働基準監督署の管轄別では、花巻署管内が37人と最も多く、次いで盛岡署管内の36人、二戸署管内の17人などとなっています。

また、20代が36人と最も多くなっており、次いで40代50代の25人、30代の18人、60代の16人などとなっています。年代別では若年層の発症が多くなっています。

熱中症による死亡災害発生状況（平成 6 年以降 令和 7 年 3 月 3 1 日現在）

岩手労働局

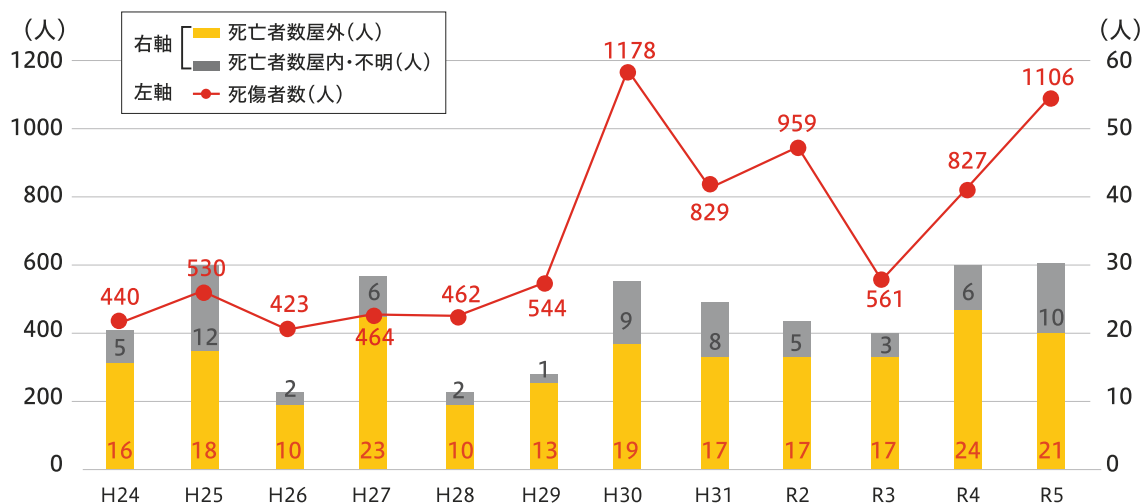
番号	署別	業種	発生月	曜日	性別	年代	災害発生の概要
1	盛岡	建設業 (鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	平成 6 年 8 月	水	男	60 代	炎天下でマンション工事のスラブ鉄筋配筋作業中、日射病となり治療を受けていたが、12 日後に死亡した。
2	一関	林業	平成 11 年 7 月	木	男	20 代	下刈り作業中、屋時間になっても休憩場所に戻らないので作業場所に見にいったところ、意識混濁で発見され、病院へ搬送したが、同日死亡した。(推定原因：熱中症)
3	盛岡	建設業 (その他の建設 業)	平成 13 年 5 月	火	男	60 代	送電線に近接する支障木の伐木を行っていたところ、熱射病により死亡した。
4	二戸	建設業 (その他の土木工 事業)	平成 22 年 7 月	月	男	50 代	橋脚の修繕工事現場において、休憩時間となり休憩場に行く際に、被災者が余った材料を抱えて階段を降りていたところふらついていたので、休憩場に寝かせて体を冷やす等の措置を行っていたが、その後、被災者が道路の方へ歩き道路上に倒れたことから、救急車で搬送したが、熱中症により死亡した。
5	宮古	商業	平成 22 年 7 月	水	男	50 代	故障したトラックの修理のため走行後のエンジンの上に跨った状態の高温下で故障箇所のアーク溶接を行い、作業を終えて事務所に戻り自分の席に座ったところ、急に呼吸を乱して意識を失い病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
6	一関	建設業 (木造家屋建築工 事業)	平成 24 年 7 月	火	男	30 代	家屋の基礎の型枠加工組立て作業において、休憩中の被災者がふらついていたため現場内で休ませていたところ、被災者の呂律が回らなくなり痙攣し始めたため、救急車で病院に搬送したが、翌日に死亡した。
7	宮古	接客娯楽業	平成 27 年 6 月	金	男	30 代	海外研修中、40 度以上の高温環境下で熱中症により死亡した。
8	花巻	商業	平成 28 年 8 月	日	男	20 代	屋外の展示場における洗車・清掃等の作業中に頭痛を発症し、帰宅後、就寝したが、死亡した状態で翌朝発見され、死因は熱中症とされたもの。

※平成 29 年以降、熱中症による死亡労働災害の発生はない。

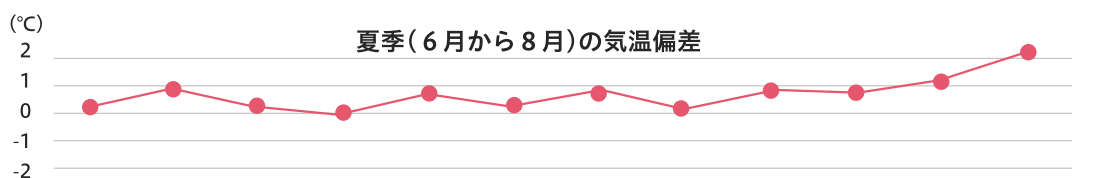
「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



業務上疾病調：厚生労働省(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

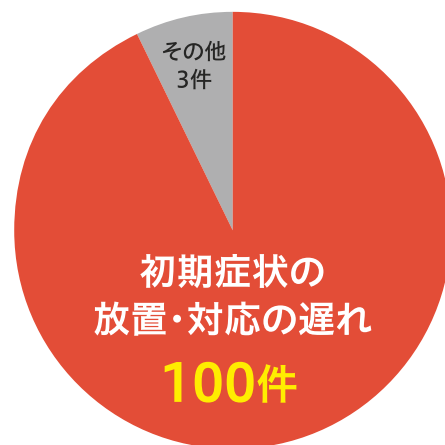
ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

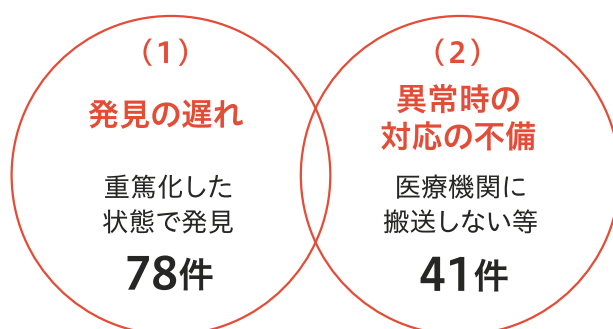
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

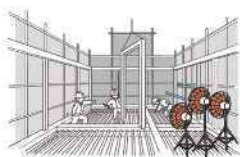
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

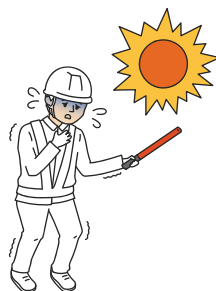


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

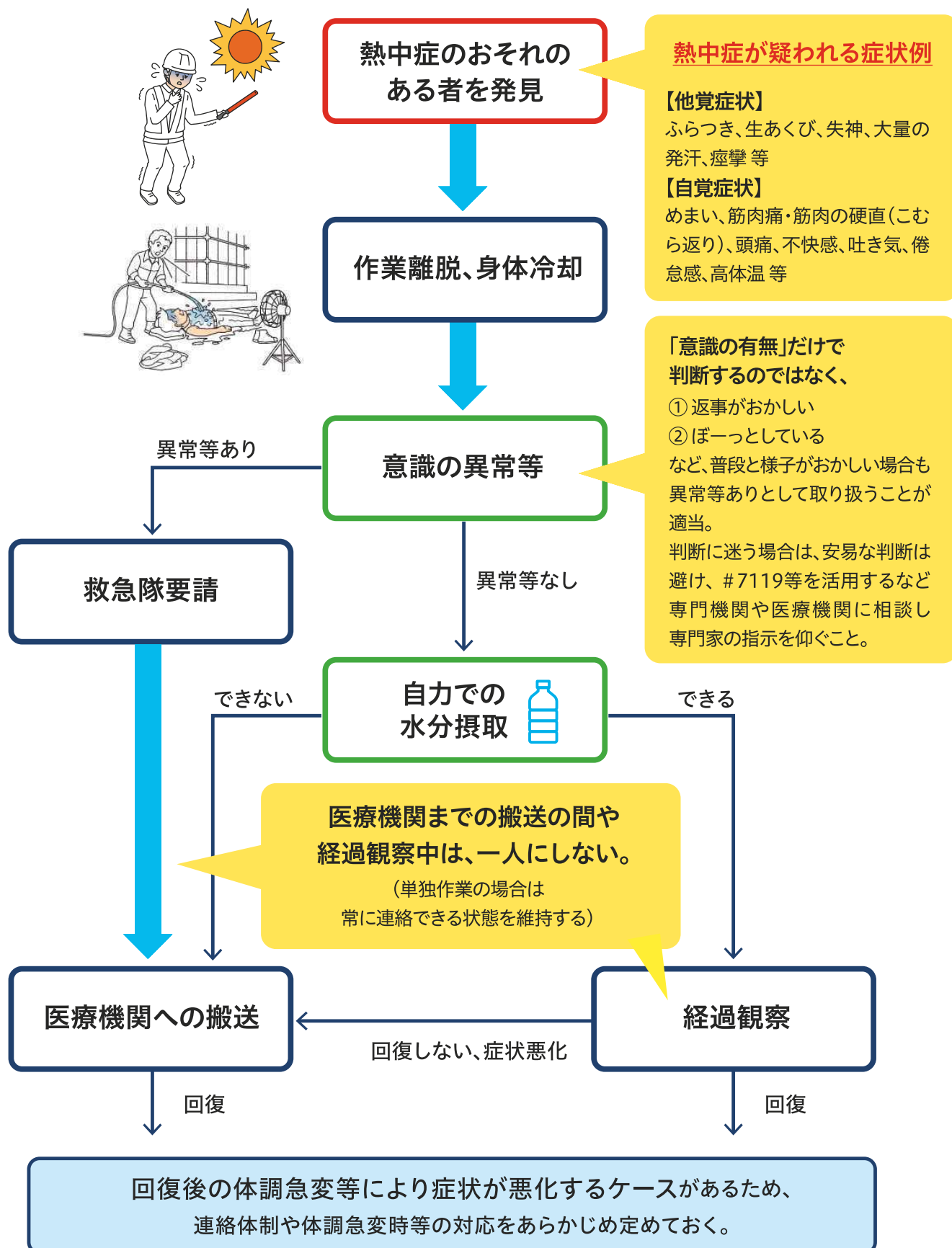
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

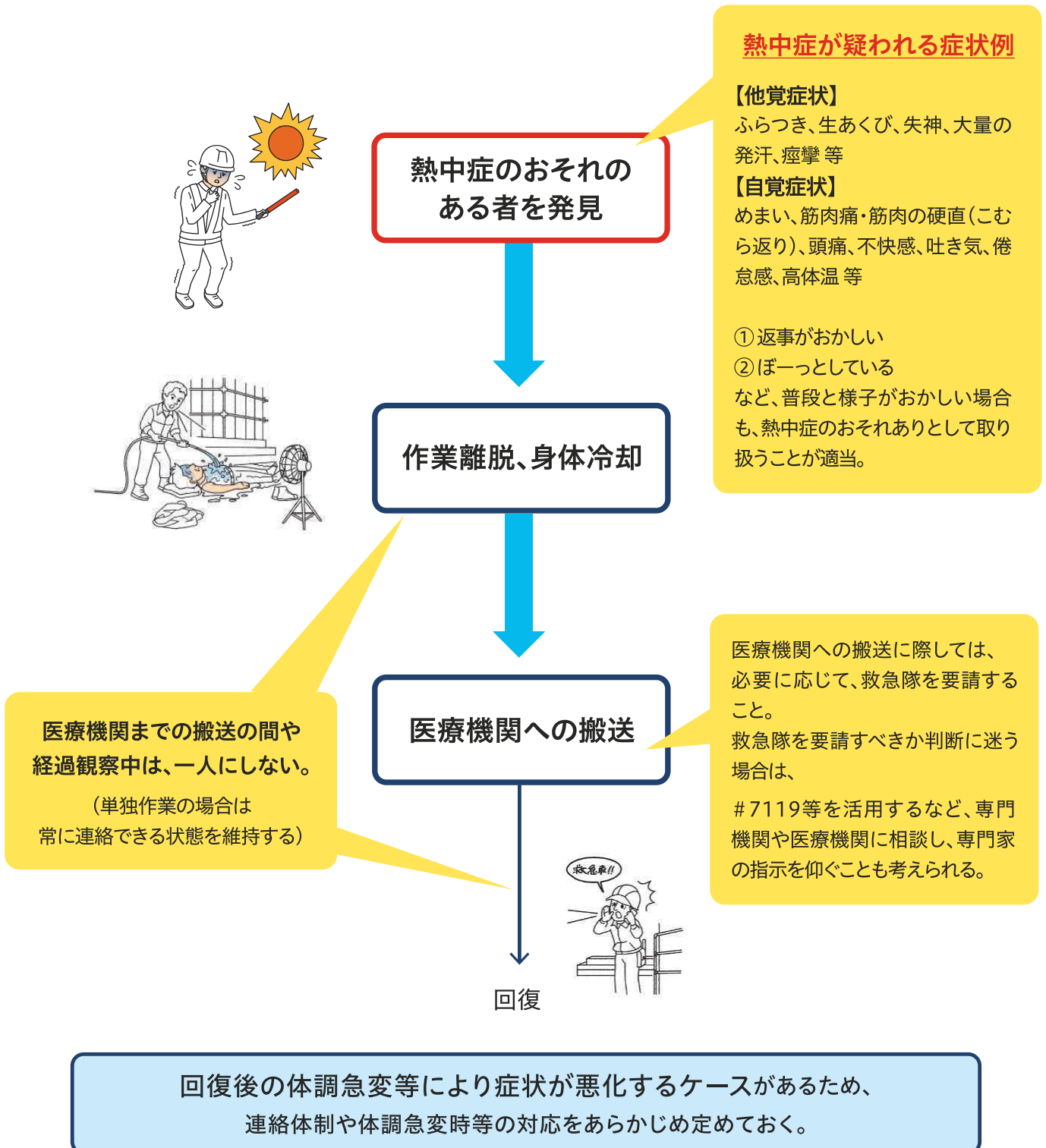
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名：本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】